

免許状の備考欄に付款がある方へ ～新スプリアス規格への対応が必要です～

古い無線機を登録して運用している方で、無線局免許状の備考欄に使用制限の注意書き（「平成34（令和4）年11月30日までに限る」あるいは「他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限る」）がある場合は、以下のいずれかの方法で新スプリアス規格への対応が必要です。

●新スプリアス規格への対応方法

- ①JARDの「スプリアス確認保証」を受ける
- ②新スプリアス規格の無線機に取替える
- ③スプリアスを実測し、新基準に適合していることを確認しご自身で届け出る

●「スプリアス確認保証」のお申込みはこちらからどうぞ！↓

<http://jard.or.jp/warranty/spurious/index.html>

【ご注意ください】

旧スプリアス機の使用期限は、当初、令和4年11月30日まででしたが、コロナ禍等の影響から延長されました。
しかし、未対応のままではいずれ使用できなくなります。
お早目のご対応をお勧めしています。

総務省は、引き続き早期に新スプリアス規格への移行を図るようお願いしています。

【お問い合わせ先】

JARD保証事業センター
スプリアス確認保証担当 : 03-3910-7286